

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄） 1
- 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄） 2

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

254 （略）

（罰則）（略）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一5の四 （略）

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第十八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 （略）

（罰則）（略）

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）

第八十条の三の五 （略）

2 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるものあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第八

条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則）（略）

第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二 四（略）

2（略）

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三（略）

2（略）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車、原動機付

自転車若しくは自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百七十七条の四第

一項第二号に該当する者を除く。）

五・六（略）

2・3（略）

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（特定小型原動機付自転車危険行為等）

第四十一条の三 (略)

2 法第八十条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 一十二 (略)

十三 法第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反する行為(法第八十条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。)

十四 法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

十五 法第八十条の二第一項第四号又は法第八十条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為